

「市立井田病院の駐車場の有料化等」に対する パブリックコメント実施結果について

市立井田病院では、現在、立体駐車場の整備を進めており、平成29年夏に運用を開始する予定です。

この立体駐車場につきましては、受益者負担の適正化などの観点から、川崎病院や多摩病院と同様に、利用目的等に応じた適正な利用料の御負担をお願いするとともに、サービスの向上や効率的な運営を図るため、駐車場運営事業者による運営を検討するため、平成28年11月28日から1か月間、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、5通（意見総数7件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及びそれに対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見募集の概要

題名	市立井田病院の駐車場の有料化等
意見の募集期間	平成28年11月28日から平成28年12月27日まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ○市政だよりへの掲載（12月1日号） ○本市ホームページへの掲載 ○報道発表 ○庁内各所に閲覧資料を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・病院局経営企画室 ・市立井田病院庶務課（市立井田病院内2階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ○本市ホームページへの掲載 ○庁内各所に閲覧資料を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・病院局経営企画室 ・市立井田病院庶務課（市立井田病院内2階）

2 結果の概要

意見提出数（意見件数）	5通（7件）
電子メール	5通（7件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

3 御意見に対する市の考え方の区分と対応

(1) 市の考え方の区分

- A：御意見の趣旨を踏まえ、施策に反映したもの・施策を修正したもの
- B：施策の趣旨に沿った御意見であり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：趣旨を踏まえ、今後の参考とするもの
- D：施策に対する質問・要望であり、内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見）

(2) 区分毎の意見数

項目	市の考え方の区分（件数）					計
	A	B	C	D	E	
(1) 駐車場の利用全般に関すること		1				1
(2) 料金に関すること		3		1		4
(3) 運営に関すること		1				1
(4) その他			1			1
合計		5	1	1		7

(3) 御意見の概要とその対応

パブリックコメント手続き実施の結果、「施策の趣旨に沿った御意見」や、「今後の参考とするもの」、あるいは「施策に対する質問・要望」であったことから、当初の考え方のおり施策を進めることとします。

4 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 駐車場の利用全般に関すること

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>駐車場の有料化については、致し方ないと思います。他の市立2病院や区役所等の公共施設の駐車場が有料化となっているなか、井田病院のみ無料化を続けることは、公平性に欠けることとなります。さらに、目的外利用者等による必要な市民利用を妨げることを防ぐことにも通じると思います。</p> <p>また、公立病院も経営の効率化が求められている現状では、施設の維持管理等に費用が発生し、その費用に対し受益者負担が発生することは致し方ないと思います。</p>	<p>新駐車場につきましては、利用目的に応じた適正な利用料を御負担いただくことで、公正性の確保と、目的外利用による駐車場混雑の抑制を進めてまいります。</p>	B

(2) 料金に関すること

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
2	<p>外来患者に対しては、一定時間の無料化を検討することも必要です。</p>	<p>外来受診時の駐車場利用にあたりましては、乗車料金を支払い、公共交通機関を利用される方との負担の公平性の観点から、利用目的に応じた適正な利用料の御負担をお願いすることとしております。</p> <p>具体的な利用料の額につきましては、今後駐車場運営事業者からの提案を受け決定することになりますが、提案に当たりましては、「川崎市病院事業の設置等に関する条例」<small>(※注)</small>に規定する駐車場利用料の金額を超えないことを条件といたしますので、「外来患者」及び外来患者と同様に取り扱う「家族の付き添い」、「面会する入院患者の家族」に係る駐車場利用料の金額は、近隣時間貸駐車場等と比べても安価な額となります。</p>	B
3	<p>井田病院に家族を車で連れて行ったときに、乗り降りだけや診察予約で、駐車料金を取らないようにしてほしいです。</p>	<p>また、提案では、「特定の者」や「入庫から一定時間」を無料にすることなども可能となりますので、駐車場運営事業者を選定する際の評価の一つとしてまいります。</p>	B
4	<p>有料化するのなら、外来患者と入院患者の家族については、十分に安価にするべきです。</p>	<p>有料化の目的は、「乗車料金を支払い公共交通機関を利用される方」と、「乗用車等で来院され駐車場を利用される方」との負担の公平性の確保です。また、駐車場のみを利用する方から適正な利用料の御負担をいただくこととすることで、駐車場混雑を抑制することが期待できますので、施策の趣旨を御理解ください。</p> <p>なお、具体的な利用料の額につきましては、今後駐車場運営事業者からの提案を受け決定することになりますが、身体障害者が駐車場を利用した場合は無料とすることを条件といたします。</p>	B
5	<p>井田病院へは車で行くしかない。有料化には反対です。</p>	<p>有料化の目的は、「乗車料金を支払い公共交通機関を利用される方」と、「乗用車等で来院され駐車場を利用される方」との負担の公平性の確保です。また、駐車場のみを利用する方から適正な利用料の御負担をいただくこととすることで、駐車場混雑を抑制することが期待できますので、施策の趣旨を御理解ください。</p> <p>なお、具体的な利用料の額につきましては、今後駐車場運営事業者からの提案を受け決定することになりますが、身体障害者が駐車場を利用した場合は無料とすることを条件といたします。</p>	D

(3) 運営に関すること

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
6	民間事業者に任せて有料化するということだと思いますが、業者に丸投げで市役所は何もしないということなののでしょうか。金儲け主義の民間事業者に、任せるのは不安があります。そうならないように検討を望みます。	駐車場の管理につきまして、市と駐車場運営事業者で役割分担を行うなど、連携・協力しながら適正に管理してまいります。 また、市では、駐車場運営事業者から定期的に運営状況等の報告を受けるとともに、駐車場運営上の課題について協議するなど、適切な駐車場運営が継続されるよう指導、監督を行ってまいります。	B

(4) その他

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
7	市立病院の使命は、市民のためにより良い医療を提供することです。井田病院は、本業である医療を充実させてほしい。この地域では高齢者が増えていて、需要が増えていると思います。	井田病院では、引き続き、再編整備の際に掲げました、がん等の高度・特殊な医療の提供や成人疾患医療の強化、二次救急医療の充実など、今後の医療需要等を見据えた医療機能の充実・強化に努めてまいります。	C

※注

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月19日条例第42号）

<駐車場利用料部分の抜粋>

診療を受ける者	駐車時間が3時間までは200円、3時間を超え6時間までは200円に3時間を超える時間1時間までごとに100円を加算した額、6時間を超えるときは500円に6時間を超える時間30分までごとに200円を加算した額	川崎病院及び多摩病院に限る。
身体障害者等	無料	
その他の者	駐車時間が1時間までは410円、1時間を超えるときは410円に1時間を超える時間30分までごとに200円を加算した額	

市立井田病院立体駐車場運営事業者の募集・選定について

1 駐車場運営事業者公募の概要

(1) 民営化の手法

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第238条の4第2項第4号に規定する「行政財産の貸付」

(2) 貸付期間

平成29年8月頃から平成34年3月31日まで

(3) 駐車場の開場時間

24時間365日

(4) 業者選定方式

プロポーザル方式とする。駐車場運営事業者からの企画提案内容を、庁内評価委員会において評価し、決定する。

(5) 駐車場事業者に求める主な資格

- ア 病院における立体駐車場管理運営実績を有し、かつ現在も継続していること。
- イ 24時間365日駐車場で発生するトラブル等に対応できる体制（コールセンター等）を確保していること。

(6) 業者選定に当たっての評価の視点

- ア 駐車場利用料
- イ トラブル対応体制
- ウ 駐車場管理実績
- エ 井田病院への貸付料額
- オ 駐車場運営事業者からの独自提案・その他

2 募集・選定スケジュール

- | | |
|------------|----------------------------|
| 平成29年1月30日 | ・駐車場運営事業者公募開始 |
| 平成29年2月10日 | ・参加意向申出締切 |
| 平成29年2月下旬 | ・参加申出事業者によるプレゼンテーションの実施と選考 |
| 平成29年3月 | ・駐車場運営事業者決定 |